

有明工業高等専門学校技術相談取扱規程

制 定 平成27年 3月12日

(趣旨)

第1条 有明工業高等専門学校（以下「本校」という。）における技術相談の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン（平成27年2月4日理事長裁定）に基づき、必要な事項をここに定めるものとする。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものとする。

(技術相談の受入)

第3条 本校において、教職員の教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能な場合に限り、技術相談を受け入れるものとする。

また、技術相談の申請は、「技術相談申請書」（別記様式1）に記入し、本校地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）へ提出するものとする。

(技術相談の実施)

第4条 センター長で技術相談申請書の内容を確認し判断の上、適切な担当教員（以下「担当教員」という。）を決めた後、担当教員へその旨通知し、技術相談を実施する。

2 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

3 技術相談の経過又は結果で生じた発明の帰属に関しては、秘密保持契約書の中に規定するものとする。

(技術相談の報告)

第5条 技術相談を行った担当教員は、「技術相談報告書」（別記様式2）を作成し、センター長に提出する。

(技術相談料)

第6条 初回の技術相談料は無料とし、2回目以降については、「技術相談料金表」（別表1）に定める通りとする。

2 相談場所が学外である場合の交通費、技術相談中に発生した費用等（以下「必要経費」という。）については相談料とは別に徴収するものとする。

3 技術相談料及び必要経費（以下「相談料等」という。）は、指定された期日までに納付しなければならない。

4 納付された相談料等は、本校の都合により受け入れを取り消した場合以外は返金しない。

(技術相談の実施における留意事項)

第7条 教職員が技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構成果有体物取扱規則（機構規則第119号）に基づき、研究成果有体物提供契約を締結しなければならない。

2 教職員は、技術相談の結果、共同・受託研究、受託試験等を行うこととなった場合は、その旨をセンター長に連絡し、契約締結等の必要な手続きを行い、実施するものとする。

3 期間及び指導回数が特定され、かつ、技術指導の対価の他に交通費等の必要経費の徴収が必要となる場合、及び教職員の指導の下に学校の研究設備・機器等を使用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（機構規則第46号）における受入研究者指導料として取り扱うものとし、共同研究（技術指導）契約を締結するものとする。

4 教職員は、技術相談の経過中又は結果として知的財産が生じた場合、発明等届を速やかに本校知的財産委員会に提出しなければならない。

附 則（平成 27 年規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 5 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の様式 1 及び 2 の規定については令和元年 5 月 1 日から適用する。

別表 1

技術相談料金表

相談回数	金 額	備 考
1 回目	無 料	
2 回目以降	5, 4 0 0 円／時間 又は、 2 0, 0 0 0 円／件	

※〔減免基準〕

- ・有明広域産業技術振興会会員企業については、相談料等は徴収しない。
- ・相談企業が有明広域産業技術振興会に入会することとなった場合、その回の技術相談から無料とする。
- ・共同・受託研究を行うこととなった場合、その回の技術相談から無料とする。
- ・公的機関からの申込みの場合、無料とする。
- ・その他、校長が必要と認める場合、無料とする。

令和 年 月 日

技 術 相 談 申 込 書

有明工業高等専門学校長 殿

下記のとおり技術相談を申込みます。

記

申 込 者	企業名等	
	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電 話	
	E-mail	
担当教職員の希望		☐ 有 (担当教職員名 :) ☐ 無
担当教職員氏名		(所属 :)
相談内容		具体的にご記入ください。

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、レをご記入願います。

秘 密 保 持	☐ 技術相談の経過において、担当教職員よりノウハウ等の提供を受けた場合、秘密保持契約を締結することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。
知的財産の取扱い	☐ 技術相談の経過又は結果、担当教職員の寄与により知的財産が生じた場合、当校へ書面にて通知することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。

技 術 相 談 報 告 書

有明工業高等専門学校長 殿

(報告者) 所属： _____
 役職： _____
 氏名： _____ 印

下記のとおり技術相談を行いましたので報告します。
記

技術相談実施日時	令和 年 月 日 () : ~ : (時間)
相 談 者 ※名刺の写し添付可	企 業 名 等 :
	役 職 :
	氏 名 :
	連 絡 先 :
相談内容	
対 応	
	ノウハウ等の提供 ☐ 有 ☐ 無
	秘密情報の受領 ☐ 有 ☐ 無
	今後の対応 ☐ 共同・受託研究 ☐ 技術指導 ☐ 無
	知的財産の創出 ☐ 有 ※詳細は別添発明等届のとおり (☐ 発明・ ☐ 考案・ ☐ 意匠・ ☐ ノウハウ・ ☐ その他) ☐ 今後創出する可能性が有 ☐ 無

..... 以下 記入不要

確認欄	相 談 料 : ☐ 有料 (円) ☐ 無料
	秘密保持契約 : ☐ 締結済み ☐ 後日締結が必要 ☐ 締結は不要
	発明等の取扱い : ☐ 知的財産委員会へ相談 ☐ 無
	今後の対応 : ☐ 共同・受託研究 ☐ 技術指導 ☐ 相談継続 ☐ 無 (完了)

校長	テクノセンター長	事務部長	担当課長	担当補佐	担当者